

第40回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会協議結果について

第40回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会で行った書面協議の実施概要及び協議結果等については、以下のとおりです。

1 実施概要

(1) 協議事項

道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について

① 一般社団法人 縁由 (伊勢原市)

道路運送法第79条の6に基づく更新申請について

① 特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 (平塚市)

(2) 協議方法 委員ごとに書面で承認し、「表決書」を作成する。

(3) 協議期間 令和4年1月27日(木)から2月9日(水)までの14日間

2 協議結果

(1) 表決書提出委員数 23名(委員23名中23名が提出)

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱(以下、「要綱」)第8条第1項(委員の過半数出席)を書面協議の表決書提出数と読み替え、協議が成立したとする。

(2) 各事項の協議結果

単位(人)

申請団体	承認	承認しない	合計
一般社団法人 縁由 (伊勢原市)	22	0	22※
特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 (平塚市)	23	0	23

※ 保留1人

上記各事業所の道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請及び道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、承認多数により協議が整った旨報告します。なお、協議事項に対する各委員からの事前確認内容については以下のとおりです。事前確認内容に対し各市及び事業者が検討を行い下記のとおり対応した上で、各委員へ協議を依頼しました。

（参考～各委員からの事前確認内容及び各市や事業者の対応状況～）

第 40 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会へ提出された各申請に関する確認事項及び対応状況について

第 40 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会へ提出された各申請に関する確認事項及び対応状況等は、以下のとおりです。

1 実施概要

（1）確認事項及び報告事項

①確認事項 道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について

一般社団法人 縁由 （伊勢原市）

道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について

特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会（平塚市）

②報告事項 令和 2 年度福祉有償運送実績報告について

（2）確認方法 委員ごとに書面を確認し、「確認表」を作成する。

（3）確認期間 令和 4 年 1 月 7 日（金）から 1 月 20 日（木）までの 14 日間

2 確認結果

（1）確認表提出委員数 23 名（委員 23 名中 23 名が提出）

（2）申請内容等の確認結果

単位（人）

申請団体	確認事項有	確認事項無	合計
一般社団法人 縁由 （伊勢原市）	4	19	23
特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会（平塚市）	1	22	23

単位（人）

	確認事項有	確認事項無	合計
令和 2 年度福祉有償運送実績報告書	0	23	23

申請内容に対する各委員からの確認事項については、各市及び事業者が検討のうえ下記のとおり対応いたします。

(3) 申請内容に対する各委員からの確認事項と対応状況について

確認表で提出された申請内容に対する確認事項については、次のとおり対応いたしました。

① 道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について

【一般社団法人 縁由 (伊勢原市)】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	資料 1、P 1 「登録の申請」の運送の区域に伊勢原市が含まれているが、伊勢原市には事務所を設けない申請で間違いはないか。	事務所は厚木市に構えておりますが、伊勢原市在住の利用者からの利用希望があり、伊勢原市を運送区域として申請いたしました。 伊勢原市に事務所を設ける予定はございません。
2	参考資料 P 1 「定款」と P 5 「全部証明書」の法人の目的の中に移送、運送、福祉有償運送などがないので、定款変更時に「福祉有償運送」と加筆することは可能か。	定款変更時に加筆いたします。
3	参考資料 P 8 「車両の一覧」に使用車両 2 台とあるが、2 台の車を P 1 3 に記載する 1 人の運転者が必要に応じて使用するということか。	法人車両が相談等の業務により使用できない場合に備え、2 台としています。
4	参考資料 P 1 9 「保険の証明書」に持ち込み車両の車両保険の使用目的が通勤・通学使用とあるが、問題はないのか。	年間を通じて平均月 15 日以上業務に使用していない場合、車両保険の使用目的は通勤又は日常使用で設定することとなっています。

② 道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会（平塚市）】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	資料 5、P 1 1 「利用料金一覧のキャンセル料」の考え方について 理由のいかんに関わらずこの規定で請求されているのか。介護保険や障がい福祉サービスでは、体調不良などの場合は通常請求しない。高齢や障がいの方は急な体調不良や気持の落ちこみなどよくあることで、例外ではなく請求というのは利用者への重い負担となるのでは。	キャンセル料は、利用者様の体調不良による取消についてはいただいていません。 登録会員になられたときに口頭で説明をしています。

③ 令和 2 年度福祉有償運送実績報告について

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	—	—

以 上